平成28年第2回上三川町議会定例会会議録

平成28年3月2日(水)

1 目 目

(条例・補正予算等上程及び一部採決、委員会付託) (平成28年度当初予算上程(町長説明・一般会計歳入説明まで))

平成28年3月2日~3月17日

町議会定例会会議録

平成28年3月2日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 宇津木宣雄 第2番 海老原友子 第3番 神藤 昭彦 第4番 小川 公威 第5番 志鳥 勝則 第6番 髙橋 正昭 第7番 稲川 洋 第8番 石﨑 幸寛 第9番 勝山 修輔 第10番 生出 慶一 第11番 稲見 敏夫 第12番 松本 清 第13番 稲葉 弘 第15番 田村 稔 第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第 1 番 宇津木宣雄 第 2 番 海老原友子第 3 番 神藤 昭彦 第 4 番 小川 公威第 5 番 志鳥 勝則 第 6 番 高橋 正昭第 7 番 稲川 洋 第 8 番 石崎 幸寛第 9 番 勝山 修輔 第 10番 生出 慶一第 11番 稲見 敏夫 第 12番 松本 清第 13番 稲葉 弘 第 15番 田村 稔 第 16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 田中 文雄 書記(総務係長) 遠井 正書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

| 町 長 | 星野 | 光利 | 副 町 長 | 隅内 | 久雄 |
|------------------------------|----|--------|-----------|-----|-----|
| 教育長 | 森田 | 良司 | 総務課長 | 岸 | 豊 |
| 企画課長 | 秋山 | 正徳 | 税務課長 | 伊澤 | 幸延 |
| 住民生活課長 | 横島 | 晃 | 福祉課長 | 川島 | 信一 |
| 健康課長 | 渡辺 | 誠司 | 保険課長 | 海老原 | 原俊輔 |
| 産業振興課長 | 石﨑 | 薫 | 都市建設課長 | 伊藤 | 知明 |
| 上下水道課長 | 小林 | 実 | 農業委員会事務局長 | 石戸 | 実 |
| 会計管理者兼出納室長 | 坂本 | 稔 | 教育総務課長 | 鶴見 | 勉 |
| ============================ | | ×4. FF | | | |

生涯学習課長 瓦井 治男

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

| 日程第1 | 会議録署名詞 | 会議録署名議員の指名 | | | |
|-------|--------|---------------------------------|--|--|--|
| 日程第2 | 会期の決定 | | | | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 議会の委任による専決処分事項の報告について(町有施設に係る事故 | | | |
| | | の和解) | | | |
| 日程第4 | 議案第2号 | 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 | | | |
| | | 正する条例の制定について | | | |
| 日程第5 | 議案第3号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ | | | |
| | | いて | | | |
| 日程第6 | 議案第4号 | 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制 | | | |
| | | 定について | | | |
| 日程第7 | 議案第5号 | 上三川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ | | | |
| | | いて | | | |
| 日程第8 | 議案第6号 | 上三川町職員の退職管理に関する条例の制定について | | | |
| 日程第9 | 議案第7号 | 上三川町職員の降給に関する条例の制定について | | | |
| 日程第10 | 議案第8号 | 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 | | | |
| | | 例の制定について | | | |
| 日程第11 | 議案第9号 | 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正す | | | |
| | | る条例の制定について | | | |
| 日程第12 | 議案第10号 | 上三川町行政不服審査法施行条例の制定について | | | |
| 日程第13 | 議案第11号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ | | | |
| | | いて | | | |
| 日程第14 | 議案第12号 | 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | | | |
| 日程第15 | 議案第13号 | 上三川町第7次総合計画基本構想について | | | |
| 日程第16 | 議案第14号 | 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | | | |
| 日程第17 | 議案第15号 | 上三川町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例の制定に | | | |
| | | ついて | | | |
| 日程第18 | 議案第16号 | 上三川町障がい者自立支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を | | | |
| | | 改正する条例の制定について | | | |
| 日程第19 | 議案第17号 | 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | | | |
| | | の一部を改正する条例の制定について | | | |
| 日程第20 | 議案第18号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 | | | |
| | | を改正する条例の制定について | | | |
| 日程第21 | 議案第19号 | 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す | | | |
| | | る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | | | |
| 日程第22 | 議案第20号 | 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 | | | |

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について

| 議案第21号 | 上三川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ |
|--------|---|
| | いて |
| 議案第22号 | 上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す |
| | る条例の制定について |
| 議案第23号 | 平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号) |
| 議案第24号 | 平成27年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第25号 | 平成27年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第26号 | 平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第27号 | 平成27年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第28号 | 平成27年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第29号 | 平成27年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 議案第30号 | 平成28年度上三川町一般会計予算 |
| 議案第31号 | 平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第32号 | 平成28年度上三川町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第33号 | 平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第34号 | 平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第35号 | 平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第36号 | 平成28年度上三川町水道事業会計予算 |
| 陳情第1号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相 |
| | 議案第22号 議案第23号 議案第24号号 議案第26号号 議案第27号号 第27号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号 |

談の出来る窓口などの設置を求める陳情

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成28年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、平成28年度予算など重要議案が提出されます。議員各位には慎重 に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご 協力をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ここで、去る2月26日、急逝されました故貝賀芳夫君に哀悼の意を表しまして、前議長の稲見敏夫 君に追悼の言葉をお願いいたします。11番、稲見敏夫君。

(11番 稲見敏夫君 登壇)

○11番【稲見敏夫君】 追悼の言葉。議員皆様のお許しをいただき、去る2月26日に逝去されました貝賀芳夫議員を忍び、追悼の言葉を申し上げます。

私が貝賀議員とおつき合いするようになったのは、私が高校を卒業し、農業後継者として就農し4H クラブに入会したときにさかのぼります。昭和40年代のころは4Hクラブの活動が活発な時期であり、 私も貝賀議員も4Hクラブ会員として地域の仲間とともに活動していました。その後、土地改良区の補 助監として土地改良事業にかかわり、また農業共済組合の共済部長としてともに携わりました。さらに、 平成に入り、町議員としてともに町振興のため活動していたところであります。

貝賀議員は、いずれのときも私より先輩として活動しており、面倒見のよいよき先輩として後輩の面倒を見ておりました。私にとって貝賀議員は議員の先輩という以上に人生の先輩であり、思い起こすことは山ほどあり、言葉には言い表すことができません。その先輩が昨年1月、インフルエンザをこじらせ肺炎を誘発したときには心配しましたが、病気を吹き飛ばす元気を持っている人でありさほど心配ないと思っておりました。ところが、昨年9月の入院、そしてことし1月の入院と続き、先輩も年をとったのかなと心配していたところであります。

去る2月に議員親睦会で見舞いに行ったときは、ベッドの上ではありますが元気な姿を見られ安心したところでございました。しかし、私たち議員の知らないところでは病気が進み、帰らぬ人となってしまいました。議員生活は9期28年を超え、その間に町議会議長、県町村議会議長会会長をはじめとして行政関係のさまざまな役職を歴任され、数々のご活躍は私から申し上げるまでもありません。まだまだご活躍できる年齢であり、その思いを残しながら道半ばで立たれた貝賀議員の思いを察すると残念でなりません。残った我々議員が故人のためにできることは、その思いを継ぎ、これからの町政発展に尽くすことです。故人の思いを胸に刻み全力を傾注することをお誓い申し上げまして追悼の言葉とさせていただきます。

○議長【津野田重一君】 ただいま議員一同の思いを込めた追悼の言葉をいただき、まことにありがと うございました。 ここで、故人のご冥福を祈りまして、謹んで黙祷を捧げたいと思いますので、全員のご起立をお願いいたします。黙祷始め。

(全員起立・黙祷)

○議長【津野田重一君】 黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまから平成28年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は15人です。

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【田中文雄君】 諸般の報告をいたします。

組合議会関係につきましては、平成27年第3回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

監査結果につきましては、例月現金出納検査結果が、平成27年11月分から平成28年1月分までの3カ月分、及び平成28年2月に実施されました定例監査の結果報告が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を 名を行います。

会議録署名議員に、3番・神藤昭彦君、4番・小川公威君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。 1 2番、議会運営委員長、松本 清君。 (12番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○12番・議会運営委員長【松本 清君】 平成28年第2回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日招集されました平成28年第2回町議会定例会の運営について議長より諮問され、2月10日及び24日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は報告1件、議案35件、一般質問通告者は6人です。また、 陳情につきまして、お手元の請願・陳情文書表のとおり、1件が提出されています。

会期につきましては、本日3月2日から3月17日までの16日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、報告、議案を上程し、議案第2号から議案第22号までにつきま

しては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。議案第23号から議案第29号までの補正予算につきましては、提案説明後、全体質疑・討論を行い、本日、採決をお願いいたします。議案第30号から議案第36号までの平成28年度当初予算につきましては、1日目、及び2日目の提案説明後全体質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。また、陳情1件につきましても所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

3日目と6日目は、一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、3日目4人、6日目2人といたします。

4日目、5日目、7日目は休会といたします。

8日目、10日、13日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目、11日目、12日目、14日目及び15日目は休会といたしますが、15日目は常任委員会の報告書作成日としましたので、各委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

16日目を最終日として、各常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思います。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。 以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から17日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、会期は本日から17日までの16日間と決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、報告第1号「議会の委任による専決処分事項の報告について(町 有施設に係る事故の和解)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号の「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

平成27年12月27日午後2時ごろ、上三川町大字上郷1985番地先の磯川緑地公園内において立ち木の枝が強風に煽られ落下し、利用者が頭部に外傷を負いました。町有施設の事故について和解になりましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基づき議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号はこれをもって終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第4、議案第2号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関す

る条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7、議案第5号「上三川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第5号「上三川町職員の給与に関 する条例等の一部を改正する条例の制定について」は関連がございますので一括してご説明いたします。 平成27年人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、町議会議員、及び町長等について期末手当の 引き上げを行うとともに、町長等及び教育長については、平成28年4月から1年間、行政改革の意思 をみずからが示すための給料減額を実施するものでございます。また、町職員については、平成27 年4月における月例給改定や、勤勉手当の支給月数引き上げ等を行うため、それぞれ条例の一部改正を 提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案にかかる質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第8、議案第6号「上三川町職員の退職管理に関する条例の制定について」、及び日程第9、議案第7号「上三川町職員の降給に関する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「上三川町職員の退職管理に関する条例の制定について」、及び議案第7号「上三川町職員の降給に関する条例の制定について」、一括してご説明いたします。

議案第6号につきましては、地方公務員法の一部改正により、営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して現職員への働きかけを規制するため、本条例を制定するものでございます。

議案第7号につきましても、地方公務員法の一部改正により職員が本人の意に反して降給となること について、その種類や事由及び手続について規定するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第10、議案第8号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第11、議案第9号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)。

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第9号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、一括してご説明いたします。

議案第8号につきましては、地方公務員法の改正により人事評価制度を導入して人事管理の徹底を図るため、条例の一部改正を提案するものでございます。

議案第9号につきましては、地方公務員法の改正による条例の引用法令の改正、及び学校教育法等の一部改正により、新たな学校の種類として現行の小・中学校に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が追加されたことから所要の改正を行うため、条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第12、議案第10号「上三川町行政不服審査法施行条例の制定について」、及び日程第13、議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号「上三川町行政不服審査法施行条例の制定について」、及び議案第11号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案第10号につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、行政処分に対する不服審査請求の裁決

の適否を審査し、事件ごとに設置する上三川町行政不服審査会の組織及び運営等を定めるため本条例を 制定するものでございます。

議案第11号につきましても、法改正に伴う関係条例の整備、その他所要の改正を行うため本条例の 制定をするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第14、議案第12号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第12号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、同法を引用している本条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第15、議案第13号「上三川町第7次総合計画基本構想について」を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第13号「上三川町第7次総合計画基本構想について」、ご説明いたします。

現在の上三川町第6次総合計画基本構想は本年度をもって終了するため、平成28年度から平成37年度まで新たな上三川町第7次総合計画基本構想を定めるに当たり、上三川町議会の議決事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

上三川町第7次総合計画基本構想は、「安心・安全のまちづくり」、「活力・交流のまちづくり」、

「協働・自立のまちづくり」の3つの基本理念のもと、目指すべき将来像を「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 二、三、ちょっと説明を受けたいのですが、その理念に載っているところの2番目に、「近隣住民が就業の場として、本町を象徴する自動車工業をはじめとした工業や」というのがあるのですが、これが1つ、2番目の3の「協働・自立」というところに「持続可能な行政サービスの推進に向け、行政と本町を支える町民・団体・企業が云々」とあります。これに伴うところの次に、「自然や産業、住環境、地域の宝とも言える」というふうにつなぐのですが、上三川町に日産自動車以外に就職する場があるのか、ないのか、ないものを一生懸命に書いても、どこに就職をするところがあるのか、私には疑問でならないのです。継続可能な行政サービスというのは、何をもとにして可能な行

それから、それに関連すると、「自然や住環境を地域の宝として」ということは、これ、かいつまんで中から取ってくると、いいところ取りで、何を根拠にこの文章がつくられているか、私には一つも判断の材料がないのです。隣町の人が我が町に来て生活をして勤めてくれるようなものが何か具体的な案があるのでしょうか。「定住の場、就業の場として」とありますが、就業の場もなければ定住はおぼつかないのではないでしょうか。これを一生懸命に企画立案の書いてある人がどこにあるのか、一つも目に見えないです。就職する場所があるならば、こういうものがあるんですよ。今、大体、上三川町の役場の職員が一番就職率が高いのです。それ以外にはないのです。上三川町の住民を、日産自動車も、うちの町の人を優先的に雇っていただいているのならいいのですが、試験ですから。

- ○議長【津野田重一君】 勝山議員、質問内容を、趣旨をまとめて言ってください。
- ○9番【勝山修輔君】 それでは、就職する場所もない、隣の人が我が町に来てくれる材料もない、それでこういうものをつくること自体おかしいでしょうということ、それをよく反省してもう一度説明してください。
- ○議長【津野田重一君】 基本構想について、執行部は説明してください。企画課長。
- ○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問にお答えします。基本構想でございますが、これは町の10年間の目標というものを定めたものでございます。定めるに当たりましては、町の特性ですとか、町民ニーズ、さらには動向、また社会情勢など総合的に勘案しまして、今、議員さんがおっしゃった基本理念とか、町長が申し上げた目指す将来像、それぞれを実現するための基本目標、こういったものを定める内容でございます。それが基本構想という形になります。議員さんがおっしゃった個別の案件ということになりますと、それを受けまして基本計画を策定しております。これらにつきましては、4月上旬にお手元にお配りできると思いますので、そちらのほうをごらんいただいた中で、ご質問とかご不明な点がございましたら、それぞれ所管課がありますのでご確認いただければと思います。

以上です。

政サービスと言うのか。

- ○議長【津野田重一君】 9番、勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 未来像というのは、具体的な案がなければ未来像と言うことはできないはずです。ですから、私が簡単明瞭に言えば、行政が行政主導をしていろいろなものをつくっているということならよくわかるわけです。工業団地も売れなくて困っているような状態で雇用が生まれるようなことを10年間でできるか、できないかをよく判断してこういうものはつくるべきだということを言いたいということです。
- ○議長【津野田重一君】 答弁はいいんですか。
- ○9番【勝山修輔君】 いいです。
- ○議長【津野田重一君】 質疑はありませんか。

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第16、議案第14号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第14号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、支出に見合った保険税収入を確保することにより、国民健康保険事業の安定的、継続的な 運営を図るため条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、資産割額の廃止と所得割額、均 等割額、平等割額の税率変更、あわせて、賦課限度額の引き上げを行うとともに、低所得者の負担軽減 を図るため、軽減税額も連動して改正されるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第17、議案第15号「上三川町地域自立支援協議会設置条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第15号「上三川町地域自立支援協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

平成27年12月議会において、上三川町議会委員会条例の改正がなされ、常任委員会の構成が変更

- されたため、本条例内の厚生常任委員会という記述について、条例の一部を改正するものでございます。 以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。
- ○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第18、議案第16号「上三川町障がい者自立支援施設の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第16号「上三川町障がい者自立支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

障がい者自立支援施設であります上三川ふれあいの家ひまわりにおいて、児童福祉法に規定する放課 後等デイサービス事業を指定管理の基本協定内の事業として実施するため、条例の一部を改正するもの でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第19、議案第17号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第17号「上三川町家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第20、議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

介護保険法第115条の45第2項の規定により、平成27年12月1日施行した上三川町地域包括ケアシステム推進事業実施要綱に基づき、認知症施策推進事業の実施に必要である認知症初期集中支援チーム専門医及び地域包括ケア会議を設置するに当たり、同要綱第9条に基づき認知症初期集中支援チーム専門医、及び地域包括ケア会議の委員に対する報酬について定める必要があるため、条例の一部改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第21、議案第19号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第22、議案第20号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第19号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第20号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がございますので、一括してご説明いたします。

介護保険法第8条の改正に伴い、現行条例において同条を引用している条項の改正がそれぞれ必要となり、また、介護保険法において従うべき基準としている厚生労働省令の一部が改正されたことにより、 議案第19号では、認知症対応型通所介護に運営推進会議を、議案第20号では、介護予防認知症対応

- 型通所介護に運営推進会議を定めるため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。 以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。
- ○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

○議長【津野田重一君】 日程第23、議案第21号「上三川町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第21号「上三川町消費生活センターの組織及 び運営等に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

消費者安全法改正により、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの 組織及び運営に関する事項等を定める必要があることから本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第24、議案第22号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第22号「上三川町企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法が改正され、平成28年度から新たに人事評価制度を導入するため、条例の一部を改正するものでございます。 以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 なお、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 日程第25、議案第23号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」から、日程第31、議案第29号「平成27年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第23号から議案第29号までを一括説明いた します。

まず、議案第23号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」について、主なものをご 説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するとともに、歳入歳出予算額の確定もしくは確定見込みのもの、さらに繰越明許費の追加、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更とあわせ、今後の町政運営に配慮することとして編成したところでございます。

まず、歳入予算につきましては、町税では、主に企業の業績好転による法人住民税の増額補正を、国庫支出金では、主に年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金、子どものための教育・保育給付費に係る負担金の増額補正を、県支出金では、主に保育対策等促進事業、子育て総合支援事業に係る補助金の減額補正を、繰入金では、財政調整基金繰入金、及び町債管理基金繰入金の減額補正をするものでございます。

歳出予算につきましては、人事院勧告、職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、主に財政調整基金の積立金の増額補正を、民生費では、主に年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金、障害者自立支援給付費、児童医療費助成に係る扶助費、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額補正を、衛生費では、主に可燃ごみ収集運搬業務に係る委託料を、クリーンパーク茂原廃棄物処理及び小山広域保健衛生組合し尿処理に係る負担金の減額補正を、農林水産業費では、主に生産振興総合対策事業、及び農業災害に係る補助金、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額補正を、土木費では、主に国庫補助対象の道路整備事業、及び田川内水被害軽減対策事業に係る工事請負費、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額補正を、教育費では、主に幼稚園就園奨励費、及び第3子以降子育て支援費に係る補助金の減額補正をするものでございます。さらに、自治体情報セキュリティ強化対策事業、臨時福祉給付金等支給事業、道路整備事業における繰越明許費の補正、災害経営資金利子補給、施設復旧資金利子補給における債務負担行為の補正、自治体情報セキュリティ強化対策費、道路新設改良事業、消防防災設備等整備事業における地方債の補正をするものでございます。

この結果、歳入歳出予算の総額に6億3,543万円を追加し、補正後の平成27年度一般会計歳入 歳出予算の総額を114億7,373万4,000円とするものでございます。

次に、議案第24号「平成27年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

歳入では、前期高齢者交付金、及び保険基盤安定繰入金の増額など、歳出では、保険給付費、共同事

業拠出金の増額、及び介護納付金の減額などで、歳入歳出7,994万8,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億6,216万4,000円とするものでございます。

次に、議案第25号「平成27年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてご 説明いたします。

歳入では、国県負担金の交付金決定による減額、及び介護給付費準備基金繰入金の増額等、歳出では、 居宅介護サービス給付費等の増額、及び地域密着型介護サービス給付費等の減額によって、歳入歳 出2,524万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億5,012万円 とするものでございます。

次に、議案第26号「平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について ご説明いたします。

歳入では、保険料の増額、及び一般会計繰入金の減額、歳出では、後期高齢者広域連合納付金の増額、 及び総務管理費の減額で、歳入歳出42万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出そ れぞれ2億1,495万6,000円とするものでございます。

次に、議案第27号「平成27年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について ご説明いたします。

歳入では、主に町債の減額、歳出では、主に事業費の確定に伴う工事請負費の減額のため、歳入歳出 それぞれ4,228万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11 億8,759万4,000円とするものでございます。

次に、議案第28号「平成27年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では、人件費及び需用費の減額のため、歳入歳出それぞれ539万円 を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億991万円とするものでございます。

次に、議案第29号「平成27年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いた します。

収益的支出における補正増額35万8,000円の内容は、平成27年度人事院勧告に伴い人件費を 増額するものでございます。

次に、資本的収入における補正減額2,273万5,000円の内容は、工事負担金の減によるもので ございます。

次に、資本的支出における補正増額4万6,000円の内容は、平成27年度人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

- ○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長【伊澤幸延君】 議案第23号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」について、ご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の14、15ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、1目個人2,500万円の増でございますが、給与所得の見込みが当初より増となったため増額となったものでございます。2目法人5億9,000万円の増でございますが、業績の好転により予定申告等による税額が増えたことによるものでございます。

なお、12月末までの予定申告件数は190件でございます。

2項1目固定資産税1億円の増でございますが、評価替えによる家屋の減価が当初見込みより少なかったことにより6,600万円と、償却資産が増えたことにより3,400万円の増となるものでございます。

5項1目都市計画税800万円の増でございますが、固定資産税と同じく評価替えによる家屋の減価が当初見込みより小さかったことによる増でございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 企画課長。
- ○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料、補正額90万5,000円の減額でございます。霊園の新規利用を当初15区画で見込んでおりましたが、年度内の新規の利用者が10区画程度になるという見込みであることから、所要の減額をするものでございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金、補正額4,322万6,000円。これにつきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定により1,770万2,000円を、障害福祉サービスの利用者の増に伴い、障害者自立支援給付金を1,250万円増額するものでございます。2節児童福祉費負担金では、児童手当の対象児童の確定により児童手当を1,148万2,000円減額し、国の制度改正により保育所運営費等が、子どものための教育・保育給付費に変更となったために、子どものための教育・保育給付費を2,450万6,000円増額するものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費補助金921万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修事業の額の確定見込みにより171万円を、また、先般の国の補正を受けまして、社会補償・税番号制度導入に伴うセキュリティ強化対策事業に対する補助金750万円を補正するものでございます。2目民生費補助金、補正額8,335万4,000円につきましては、1節社会福祉費補助金で、年金生活者等支援臨時給付金給付事業に係る事務費としまして280万5,000円、給付費給付

事業費として6,600万円を補正するものでございます。2節児童福祉費補助金では、制度改正に伴いまして保育緊急確保事業が子ども・子育て支援交付金に移行されることから、保育緊急確保事業の473万5,000円を減額し、また、これらの制度改正及び額の確定に伴いまして、子ども・子育て支援交付金を1,896万円増額するとともに、保育教育無償化に係るシステム改修事業の事業費の確定に伴い、子どものための教育・保育事業費補助金を32万4,000円増額補正するものでございます。3目衛生費補助金168万円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業の確定見込みにより44万2,000円を減額し、がん検診推進事業では、補助対象者、並びに補助額の見直しに伴い123万8,000円を減額するものでございます。4目土木費補助金240万9,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業費の確定に伴い所要の減額を行うものでございます。5目教育費補助金87万6,000円につきましては、幼稚園就園奨励費の補助額の確定によるものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額3,033万6,000円、1節社会福祉費負担金で2,080万6,000円の増額。内容としましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定により1,419万9,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によりまして35万7,000円を増額するものです。

16ページ、17ページをお開き願います。

一番上の行になります。障害者自立支援給付費につきましては、障害者福祉サービスの利用者の増加に伴い625万円を増額するものでございます。2節児童福祉費負担金953万円につきましては、児童手当の対象児童の確定により272万3,000円を減額し、制度改正に伴い、保育所運営費等が子どものための教育・保育給付費に移行されましたことから、また、これらの事業の確定によりまして、子どものための教育・保育給付費を1,225万3,000円増額するものでございます。

第2項県補助金、1目民生費補助金2,771万1,000円の減額。内容としましては、1節社会福祉費補助金で、重度心身障害者医療の増加に伴いまして170万6,000円を増額し、2節児童福祉費補助金では、制度改正に伴い、子育て総合支援事業で1,668万3,000円の減額、また、今年度における医療費の実績等を考慮しまして、子ども医療費で249万5,000円を増額し、ひとり親家庭医療費では59万4,000円を減額するものでございます。保育対策等推進事業では、制度改正に伴い2,818万1,000円を減額し、特別保育事業、こちらについては事業確定見込みにより264万6,000円を減額するものでございます。また、保育緊急確保事業につきましても、制度改正に伴いまして473万5,000円を減額するものでございます。民間育児サービス対策事業の7万9,000円、並びに、その下の栃木県食物アレルギー対応給食提供事業の25万3,000円、これにつきましては新規取り組み事業所への補助金でございます。子ども・子育て支援交付金につきましては、制度改正並びに交付額確定により1,896万円を増額するものでございます。また、制度改正に伴い、新たに施設型給付費等事業費として145万3,000円を、大山保育所保育士産休代替補助として、栃木県産休等代替職員費18万2,000円を補正するものでございます。

2目衛生費補助金47万2,000円の減額。これにつきましては、浄化槽設置整備事業の確定見込みによりまして17万3,000円を減額するとともに、その下、地域自殺対策強化事業では、補助率

の引き下げに伴いまして29万9,000円を減額するものでございます。

3目農林水産業費補助金、補正額998万1,000円の減額でございます。まず、環境保全型農業直接支払交付金では、面積の確定に伴いまして136万5,000円の減額。新規就農総合支援事業、こちらにつきましては、平成26年度の補正額で半額の対応が既にされているため225万円を減額いたします。また、災害経営資金等利子補給につきましては、現在まで実績がございませんでした。そのため46万5,000円の減額。農業基盤整備促進事業、こちらにつきましては、農道の延長の変更に伴いまして380万3,000円の減額。9月の豪雨災害等の被災者に対する農業災害対策特別措置では、利用額の確定によりまして209万8,000円を減額するものでございます。

第3項委託金、1目総務費委託金58万7,000円の減額、これにつきましては、各種統計事業の 事業費の確定に伴う交付金の額の確定によるものでございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金26万9,000円、これにつきましては、財政調整基金の利子の確定見込みによるものでございます。

ページをめくっていただきまして、18、19ページをお開き願います。

第2項財産売払収入、2目物品売払収入、こちらの55万4,000円、内容としましては、公用車の更新に伴いましてトラック等の売り払いの収入を載せてございます。

第16款第1項寄附金、1目一般寄附金314万4,000円、内容としましては、ふるさと納税4件、ほか一般寄附1件について補正を行うものでございます。

2目指定寄附金につきましては、2件の指定寄附金10万6,000円を補正するものでございます。 第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目町債管理基金繰入金2億円の減額、5目の財政調整基 金1,320万円の減額、これにつきましては、町税の増に伴いまして基金からの繰入額を減額するも のでございます。

第19款諸収入、第4項雑入、3目雑入100万円、これにつきましては、スポーツ振興を目的に交付される地域活性化センターからの助成金の交付額の確定に伴い補正する内容でございます。

第20款第1項町債、1目土木債600万円の減額。これにつきましては、道路新設改良事業等補助 事業費の確定による減額でございます。2目消防債420万円の減額につきましては、消防防災施設等 整備事業の確定によるものでございます。6目総務債750万円につきましては、先般の国の補正を受 けまして社会保障・税番号制度導入に伴うセキュリティ強化対策事業に対する補助裏を起債するもので ございます。

以上で歳入の説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 総務課長。
- ○総務課長【岸 豊君】 続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、その前に、各会計及び 各目に計上しております人件費につきまして説明をさせていただきます。
 - 一般会計補正予算の40ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の1、特別職の一番下段の比較欄をごらんいただきたいと思います。長等の給与84万円の減額は、近年の経済情勢を考慮し給与の5%を減額したためでございます。期末手当の82万6,000円の減額は、制度改正により支給率は増加しましたが、新たな副町長となったため支給割

合の減による減額となっております。共済費の1万円の増額は、負担率の変更に伴うものでございます。 次に、議員等の期末手当の24万2,000円の増額は、支給割合の増加によるものでございます。 その他の特別職17名の減、報酬額45万4,000円の減額は、統計調査員等の額の確定によるもの でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

20 一般職の給与につきまして、比較欄をごらんいただいて説明させていただきます。給与の2,599万8,000円の減額は、給与改定の増額はございましたが、主に会計間の異動、もしくは退職者等によるものでございます。次に、共済費の1,138万3,000円の減額は、同じく会計間の異動、及び退職者、休職者による減額でございます。

次に、職員手当につきましては、次の表の職員手当の内訳をごらんいただきたいと思います。管理職手当の6,000円の減、扶養手当の101万4,000円の減額は会計間の異動によるものです。通勤手当の86万8,000円の減額は、支給対象者の減によるものです。時間外勤務手当106万円の増額は、今後の支出見込みの増によるものでございます。期末手当397万7,000円の減額は、休職者、傷病者等による支給対象者の減によるものでございます。勤勉手当375万円の増額は、制度改正による支給割合の増加によるものでございます。住居手当235万1,000円の減額、及び児童手当39万円の減額は、支給対象者の減によるものでございます。

以上で、歳出に係る各会計の人件費の総体的な考え方等につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、今後の人件費の説明は省略させていただきます。

以上で人件費の説明は終わらせていただきます。

- ○議長【津野田重一君】 議会事務局長。
- ○議会事務局長【田中文雄君】 補正予算書の20ページ、21ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、1目議会費、補正額175万7,000円の減額でございます。内容は、人件費のほか、9節旅費72万9,000円の減額です。減額の理由としましては、議員の視察研修におきまして、視察受け入れ側と日程、内容等の調整がつかず、一部の視察研修を実施しなかったことによる残でございます。

以上、議会費の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の1,170万2,000円の減額でございますが、7節賃金は、一般事務補助員の雇用見込み減による減額で537万9,000円の減額、11節需用費の食糧費は、行政事務連絡員会議等の食糧費の確定見込みによる10万円の減額、13節委託料の職員健康診断は、受診者確定による減額で26万1,000円の減額、19節負担金、補助及び交付金の減額は、自治会活動補助事業の確定による減額で39万6,000円の減です。次に2目の行政管理費46万7,000円の減額は、13節委託料の各種業務支援で、マイナンバー制度等に伴う条例改正業務支援の確定によるものです。3目財産管理費709万2,000円の減額は、11節の需用費の中の燃料費は、灯油、ガソリン価格の下落による

もので60万円の減、光熱水費は電気料の値下げによるもので67万8,000円の減額、13節委託料は436万1,000円の減額でございますが、庁舎の施設管理の確定によるもので46万3,000円の減額、計画策定では、公共施設等総合管理計画書の白書分の確定によるもので294万8,000円の減額。調査設計の減額は、庁舎前時計台の建設を検討しておりましたが、時計台単独での建設は多額の経費を要すること、また、費用対効果の面から建設を断念し、今後の調査改修の中で再検討することとしたもので95万円の減額としております。15節工事請負費は、庁舎のキュービクル蓄電池の改修工事、同じく、冷温水発生機の洗浄工事の確定によるもので60万8,000円の減額、18節備品購入費は公用自動車3台分の購入の確定による減額で、84万5,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 企画課長。
- ○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、7目財政管理費、補正額7億326万9,000円につきましては、町税の増に伴いまして財政調整基金に7億300万円を積み立てるとともに、財政調整基金利子として26万9,000円を補正するものでございます。8目企画費、補正額458万7,000円の減額。内容でございますが、13節の委託料で、国土利用計画策定に係る事業費の確定に伴い52万8,000円の減額、デマンド交通運行に係る事業費の確定、並びに運賃収入の確定見込みによりまして、合わせまして473万3,000円を減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金では、生活バス路線維持事業、並びにバス運行対策費補助事業の事業費の確定によりまして、合わせまして67万4,000円を補正するものでございます。9目広報広聴費130万円の減額、内容としましては、11節需用費で、広報「かみのかわ」の印刷費の確定見込みにより減額を行うものでございます。10目情報管理費756万円の補正、こちらにつきましては、歳入でもご説明したとおり、先般の国の補正を受けまして、社会保障・税番号制度の導入に伴うセキュリティ強化のためのシステム設計費用でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 税務課長。
- ○税務課長【伊澤幸延君】 続きまして、22、23ページをお開き願います。

第2款2項徴税費、2目賦課徴収費、11節需用費、消耗品費6万7,000円と、13節委託料システム保守9,000円と18節備品購入費38万6,000円につきましては、自治体情報セキュリティ強化対策としての生体認証の導入に際し、必要な機器等、及びその保守のための費用を計上するものでございます。13節委託料、固定資産基礎資料整備事業55万9,000円の減でございますが、額の確定によるものでございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 住民生活課長。
- ○住民生活課長【横島 晃君】 続きまして、同じページの中段でございます。第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費についてご説明させていただきます。補正の内容といたしましては、総務省からの要請によりまして、自治体情報セキュリティの強化対策のため、機器設置関連費用を計上したものでございます。11節需用費でございますが、主なものといたしまして、外部持ち出し禁止クライア

ントライセンス料の43万1,000円でございます。次に、13節委託料でございますが、搬入現調費として生体認証サーバー、外部持ち出し禁止サーバー等の設定作業費316万1,000円でございます。18節備品購入費でございますが、先ほどのサーバー機器一式を購入するため684万円を計上するものでございます。

なお、国庫補助の率でございますが、2分の1でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、マイナンバーにおける地方公共団体情報システム機構への負担金及び交付金の額が確定したことにより429万3,000円を増額補正するものでございます。交付金の増額につきましては、個人番号カード作成枚数を当初1,000万円と見込んでいたものが2,500万円必要と想定されたため、交付金の額が増額となったものでございます。

なお、負担金、交付金ともに国庫補助の率が10分の10となってございます。

以上で住民基本台帳費の説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 総務課長。
- ○総務課長【岸 豊君】 続きまして、第4項選挙費、1目選挙管理委員会費5万円の増額は、11 節需用費の消耗品8,000円の増額、13節委託料1,000円の増額、18節備品購入費の4 万1,000円の増額、これは全て自治体情報セキュリティ強化に対する機器の導入及び保守経費でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 企画課長。
- 〇企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第5項統計調査費、1目統計調査総務費、補正額174万4,000円の減額でございます。これにつきましては、国勢調査事業の事業費の確定によりまして、1節報酬を45万4,000円減額し、7節賃金では92万3,000円、こちらを減額するものでございます。

ページをめくっていただきまして、24、25ページをお開き願います。

11節需用費につきましても、国勢調査事業等の事業費の確定により消耗品費を36万7,000円、減額するものでございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 福祉課長。
- ○福祉課長【川島信一君】 第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、3節職員手当等のうち時間外手当、7節賃金、11節需用費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金については、年金生活者等支援臨時福祉給付金がことし6月末までには支給となることから、事務費及び給付金を今回補正計上し、全額明許繰り越しするものです。対象者は、平成27年度臨時福祉給付金対象者かつ、65歳以上の方で2,200人を見込んでおります。20節扶助費は、難病患者等福祉手当について、当初、333人見込んでいましたが、1月現在まで200人余りしか申請がなかったことから補正、減額するものです。25節積立金は、社会福祉基金への指定寄附採納による補正増です。2目障がい者福祉費について、11節需用費、13節委託料のうち、2行目のシステム保守、18節備品購入費は、自治体情報セキュリティ強化対策としての生体認証の導入に際し必要な機器等、及びその保

守のための費用を計上しております。13節委託料、1行目のシステム改修は、マイナンバー制度によるシステム改修費、額確定による補正減です。19節負担金、補助及び交付金は、下野市子ども発達支援センターこばと園の利用者を当初157人、見込んでおりましたが、現在260人を超えておりますので、利用者増加による補正増です。20節扶助費で地域生活支援事業は、移動支援事業において事業所が4カ所~8カ所へと増えたことにより利用しやすくなり、利用が増えたことによる補正増です。障がい者自立支援給付費は、障害福祉サービス費において利用実績が約15%増加したことによる補正増です。重度心身障害者医療費は、申請者が月平均で140名から154名と増加したことによる補正増です。23節償還金、利子及び割引料は、平成26年度事業費の精算による国、県への返還金です。以上です。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 続きまして、5目老人福祉費、補正額1,368万6,000円の内容についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の1,025万5,000円の減額につきましては、県後期高齢者医療広域連合の負担金の額の確定によるものでございます。28節2,394万1,000円の内容につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金が保険基盤安定繰出金等の額の確定などによりまして3,742万7,000円の増額。介護保険事業特別会計への繰出金が、職員給与費並びに事務費等の減によりまして1,042万4,000円の減額、後期高齢者医療特別会計への繰出金が、職員給与費並びに事務費等の減により306万2,000円を減額補正するものでございます。続きまして、6目国民年金事務費、補正額47万1,000円の減額の内容でございますが、11節消耗品の4,000円、13節委託料、次のページをお開きいただきます。システム保守の1,000円、それから18節備品購入費の2万1,000円につきましては、自治体情報セキュリティ強化対策としての生体認証の導入に際し、必要な機器等及びその保守のための費用を計上するものでございます。1ページをお戻りいただきまして、13節委託料のシステム改修費49万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、社会保障・税番号利用制度に伴いますシステム改修費の額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 26、27ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について、11節需用費、13節委託料のうち、2行目のシステム保守、18節備品購入費は、自治体情報セキュリティ強化対策としての生体認証の導入に際し、必要な機器等及びその保守のための費用を計上しております。13節委託料のうち、1行目システム改修は、マイナンバー制度によるシステム改修費の額の確定による130万7,000円の減額と、保育所等の利用者負担軽減に係る子ども・子育て支援システム改修費64万8,000円の増額によるものです。指定管理費は、明治学童クラブ入所者が見込みより少なかったことにより指導員が3名から2名の基準となったためなどによる減額です。放課後児童健全育成事業は、本北小学童クラブで障がい児の受け入れがなかったこと等による減額です。20節扶助費のうち児童手当は、当初4,752人見込んでおりましたが、130人余り少なくなることが見込まれることによる減額です。第3子以降出産祝金は、当初45

人分を見込んでおりましたが、妊娠届出等から5名分不足が想定されるため増額するものです。2目母子福祉費、13節委託料は、医療費助成の診療報酬明細書審査で、当初見込みより単価が1件当たり、国保6円、社保4円下がったこと、及び件数が国保300件、社保8,000件余り少なくなることが見込まれることによる減額です。20節扶助費のうち、児童医療費助成は、当初見込みより償還払い部分が2倍程度になりそうなための増額、ひとり親家庭医療費助成は、現物給付による児童医療費優先のための減額です。3目保育所費、13節委託料のうち、子どものための教育・保育給付費は、子ども・子育て新制度への移行に伴い、加算率、加算項目の確定及び公定価格が平成27年4月に遡及して改定することによる増額です。休日保育は、公定価格に組み込まれたことによる減額です。19節負担金、補助及び交付金で、民間保育所助成事業は、新制度への移行に伴い、延長保育事業の基本分が公定価格へ移行したことなどによる減額です。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 健康課長。
- ○健康課長【渡辺誠司君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,324万3,000円の減額でございます。

次のページ、28ページ、29ページをお開きください。

第11節需用費及び13節委託料のうちシステム保守、18節備品購入費につきましては、自治体情報セキュリティ事業の生体認証に係る経費を計上しております。13節のシステム改修49万6,000円の減でございますが、これにつきましては、マイナンバー制度に伴いますシステム改修の額の確定による減額でございます。19節負担金、補助及び交付金246万円の減額でございますが、これにつきましては水道事業会計のほうで予定しておりました水道管布設が中止になったために減額するものでございます。2目予防費128万9,000円の減、7節助産師賃金ですが、額の確定による減額となっております。11節需用費、印刷製本費、これにつきましては、来年度から新しく始まる予定でありますロタとおたふく予防接種に係る予診表の印刷費となっております。13節委託料100万円の減額につきましては、妊産婦医療対象者の減によります額の確定による減額となっております。3目健康増進事業費26万円の減額、11節需用費、消耗品でございますが、これも額の確定による減額となっております。6目がん・結核等対策費、これにつきましては、その補正額の財源内訳を見ていただきたいのですが、国庫支出金が123万8,000円の減額、一般財源が123万8,000円の増額となっておりまして、財源内訳の変更でございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 上下水道課長。
- ○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、7目環境整備費、19節補助金44万4,000円の減額につきましては、先ほど歳入のほうで説明がございましたように、浄化槽の設置申請数の確定見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 住民生活課長。
- ○住民生活課長【横島 晃君】 続きまして、8目環境衛生費でございます。19節負担金、補助及び

交付金でございまして、住宅用太陽光発電システム設置件数が当初より見込みが少なかったため400 万円の減額補正をするものでございます。

続きまして 2 項清掃費、 1 目清掃総務費、 7 節賃金でございますが、ゴミ分別指導員の勤務実績見込みによる 5 0万円の減額補正でございます。 2 目じん芥処理費の 1 3 節委託料の減額の主なものでございます。可燃ごみ収集運搬業務委託につきまして入札を実施したところ 2 , 2 8 0 万 6 , 0 0 0 円の減額となり、補正するものでございます。続きまして、 1 9 節負担金、補助及び交付金についてでございますが、 0 リーンパーク茂原及び小山広域保健衛生組合に対する負担金の額の確定によりまして、合計 2 , 1 1 0 万 2 , 0 0 0 円の減額補正をするものでございます。

次に、第3項公害対策費でございますが、次のページ、30ページ、31ページをお開きください。2目公害対策費でございますが、13節委託料の60万円の減額でございます。異常水質時の緊急調査がなかったため減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長【石戸 実君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項1目農業委員会費、 補正額23万6,000円のうち、人件費を除く11節、13節、及び18節につきましては、自治体 情報セキュリティ強化対策としての生体認証に係る費用でございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 産業振興課長。
- ○産業振興課長【石﨑 薫君】 続きまして、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金 の1,954万3,000円の減額補正でございますが、補助金の野菜価格安定対策事業45 万9,000円の減額と農業近代化資金等利子補給47万9,000円の減額、さらには、1つ飛びまし て、園芸産地振興対策事業180万円の減額は、支援の対象とする事業量の確定に伴い減額するもので ございます。補助金の上から3つ目、農業災害補助金512万8,000円の減額は、平成28年1月 の降雪被害に対する支援策の実施に要する経費といたしまして42万4,000円の予算を計上するも のでございますが、平成27年9月の関東東北豪雨などの支援策の実施のために計上しました予算につ いて執行残が発生しましたことから、差し引きした結果といたしましては、減額するものでございます。 また、補助金の一番下、生産振興総合対策事業760万7,000円の減額につきましては、JAうつ のみやの2カ所の選果施設の改修を支援するために計上しました予算でございますが、国の補助採択の 関係で、1 つの選果施設の改修のみを行うことになりましたことから減額するものでございます。さら には、交付金の環境保全型農業直接支援対策事業182万円の減額でございますが、事業費の確定に伴 い減額するものでございます。また、青年就農給付金225万円の減額は、交付対象者3名のうち、継 続者2名における半額は国の平成26年度補正予算の関係で、平成26年度予算で交付を行い、新規 の1名につきましては、交付対象期間の関係で半額の交付となりましたことから、減額するものでござ います。

続きまして、5目農地費、13節委託料の24万9,000円の減額補正、及び15節工事請負費629万4,000円の減額補正でございますが、多功地内の農道整備事業におきまして事業量が減

工になりましたことから減額するものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金の142万6,000円の減額補正でございますが、基幹水利施設管理費63万5,000円の増額は、鬼怒川からの農業用水の取水施設であります岡本頭首工について、平成27年9月の関東東北豪雨において被災しましたことから、その復旧などに要する経費負担のため増額するものでございます。県営かんがい排水事業206万1,000円の減額は、県営事業で実施する多功地内の江川の改修の事業負担金となってございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。28節繰出金539万円の減額補正につきましては、農業集落排水事業特別会計の歳出が減額となりますことから、繰出金について減額するものでございます。

32、33ページをお開き願います。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金の30万円の減額補正でございますが、企業誘致奨励金の交付額の確定に伴いまして、減額するものでございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 都市建設課長。
- ○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費のうち19節負担金の補正額30万円につきましては、狭あい道路整備事業に係る補助金で、後退用地の寄附に伴う分筆登記等の費用に係る助成を行うもので、新たに1件の申請があったため増額補正するものです。

次に、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費のうち15節工事請負費の1,470万円の減額につきましては、町道1-04号線、下神主地内の道路改良工事において交付金事業の交付決定額が確定したことにより、減額するものであります。次に、17節公有財産購入費の750万円の減額につきましては、町道1-12号線五分一地内の道路整備事業において、地元協議により道路線形を確定したことにより、道路用地取得面積が減ったことによる減額でございます。また、22節補償、補填及び賠償金の970万4,000円の増額の内訳につきましては、公有財産購入費と同じく、町道1-12号線の道路線形の確定に伴いまして、補償対象物件が増えたことによる750万円の増と、町道1-04号線、下神主地内の道路改良工事における東京電力の電柱移設が完了したことによる物件補償の220万4,000円でございます。

次に、第3項河川費、1目河川総務費、15節工事請負費の750万円の減額につきましては、田川 内水被害軽減対策事業としまして今年度より実施しました、赤沢川五分一地内の堤防かさ上げ工事の確 定見込みにより減額するものでございます。

次のページ、34ページ、35ページをお開きください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち15節工事請負費の350万円の減額につきましては、 富士山地区市街地整備事業の町道5-205号線道路改良工事の確定見込みにより減額するものでございます。次に、28節繰出金の1,628万6,000円の減額は、公共下水道事業の減額に伴う繰出金の減額でございます。次に、2目公園管理費、15節工事請負費の15万7,000円の増額につきましては、蓼沼親水公園内トイレ改修工事におきまして、河川の占用条件としまして新たに浄化槽ふたの 浮上防止対策が付与されたことに伴うものでございます。

以上で土木費の説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 総務課長。
- ○総務課長【岸 豊君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、3目消防施設費42 万3,000円の減額は備品購入費で、消防救急無線のデジタル化に伴う消防車両等への受令機改修工 事、及び携帯受令機の整備事業にかかる事業費確定による減でございます。次の5目災害対策費386 万6,000円の減額は、13節委託料でデジタルサイレン吹鳴装置整備事業の監理業務確定によるも ので8万6,000円の減額、15節工事請負費は、サイレン吹鳴装置整備工事の事業確定によるもの で378万円の減額でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 教育総務課長。
- ○教育総務課長【鶴見 勉君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目の事務局費で ございます。24節の投資及び出資金6,000円の増額につきましては、上三川町かんぴょう問屋組 合からのふるさと人材育成奨学基金への寄附金、さらには、25節の積立金につきましては、上三川町 鶴見建材工業からの寄附金を義務教育施設整備基金に積立するものでございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 福祉課長。
- ○福祉課長【川島信一君】 続きまして、4目幼稚園費について、19節負担金、補助及び交付金のうち幼稚園就園奨励費は、当初見込みの対象児童が678人から50人ほど少なくなることが見込まれることによる減額です。

36、37ページをお開きください。

一番上の第3子以降子育で支援費は、80人から10人ほど少なくなることが見込まれることによる減額です。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 教育総務課長。
- ○教育総務課長【鶴見 勉君】 第3項中学校費、第2目の教育振興費でございます。19節の負担金、補助及び交付金33万9,000円の補正につきましては、中学校の各種大会参加費交付金交付要綱に基づきまして、関東大会以上の各種大会出場者への旅費、大会参加費等を交付するものでございます。14名分を交付するものでございます。

以上です。

- ○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【瓦井治男君】 続きまして、第5項保健体育費、2目体育振興費の補正内容は、財源の確定に伴う財源内訳の入れかえでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 企画課長。
- ○企画課長【秋山正徳君】 ページをめくっていただきまして、38、39ページをお開きいただきた

いと思います。

第12款第1項公債費につきましては、借り入れ10年後の利率の見直しによる償還額の変更により、1目元金で26万9,000円を増額しまして、2目利子では189万8,000円を減額するものでございます。

第14款第1項1目予備費43万3,000円につきましては、端数調整によるものでございます。 ページを戻っていただきまして、8ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正でございます。 表をごらんいただきたいと思います。表に掲げました各事業につきましては、いずれも平成27年度内 の事業完了が困難であるため繰越明許をするものでございます。

ちょっと説明で順番が前後しますが、中段をごらんいただきたいと思います。第3款民生費、第1項 社会福祉費の臨時福祉給付金等支給事業、これにつきましては6,880万5,000円を繰越明許する ものでございます。

表の一番上に戻っていただきます。第2款総務費、第1項総務管理費から、表の下のほうでございます、第6款農林水産業費、第1項農業費までのうち、先ほど申し上げた表中段の第3款民生費、第1項社会福祉費、臨時福祉給付金等支給事業を除く項目につきましては、いずれも社会保障・税番号制度導入に伴うセキュリティ強化に対する国の補正に対応するための事業でございます。総額で1,920万2,000円を繰越明許するものでございます。

表の一番下をごらんいただきたいと思います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、これにつきましては、町道1-14にかかる道路整備事業4,500万円を明許繰り越しするものでございます。

第3表債務負担行為、こちらにつきましては、去る1月18日の雪害農家に対する利子補給でございます。平成27年度災害経営資金利子補給の期間を平成28年度から平成30年度まで、限度額を10万4,000円と定めるものでございます。また、平成28年度施設復旧資金利子補給、こちらの期間を平成28年度から平成34年度まで、限度額を36万7,000円と定めるものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第4表地方債補正でございます。まず、地方債の追加、こちらについては、歳入の第20款で説明したとおり、補助事業の実施により自治体情報セキュリティ強化対策費の限度額を750万円と定めるものでございます。また、表の下、こちらにつきましては地方債の変更でございます。変更につきましては、事業費の確定によりまして1の道路新設改良事業では、限度額を1,980万円から1,380万円に、2の消防防災施設等整備事業では、限度額を6,850万円から6,430万円に変更するものでございます。

以上で、平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたします。 午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 先ほど一般会計補正予算(第4号)の中で一部訂正がございますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正の中で一部訂正でございます。表の一番下で、8款土木費、第2項道路橋梁費の説明の中で町道1-14ということで申し上げましたが、町道1-12に訂正をいただきたいと思います。場所につきましては三村地内でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 それでは、続きまして、議案第24号「平成27年度上三川町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第6款第1項1目前期高齢者交付金、補正額5,385万4,000円の増額につきましては、平成27年度の前期高齢者交付金の額の確定によるものでございます。

第10款第1項繰入金、1目基金繰入金、補正額1,133万3,000円の減額につきましては、前期高齢者交付金の増額により歳出に必要な財源が確保されたため、減額補正するものでございます。2目一般会計繰入金、補正額3,742万7,000円につきましては、1節保険基盤安定繰入金が額の確定によりまして4,253万4,000円を増額し、2節職員給与費等繰入金は、職員給与費の減額、並びにシステム改修費の確定等により193万9,000円の減額、4節財政安定化支援事業繰入金は、額の改定によりまして316万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費193万9,000円の減額補正でございますが、2節、3節、4節の人件費の補正でございます。また、11節需用費並びに13節委託料、システム保守の1,000円、また、18節備品購入費の2万1,000円につきましては、生体認証クライアントの関係の経費でございます。13節委託料、システム改修費の139万4,000円の減額につきましては、マイナンバー制度の関係のシステム改修費の確定によるものでございます。

続きまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額6,195万1,000円につきましては、給付費の増額により所要の補正を行うものでございます。2目退職被保険者等療養給付費、補正額2,332万3,000円につきましても、やはり給付費の増額による所要の補正を行うものでございます。

第4款第1項1目介護納付金2,600万8,000円の減額補正につきましては、納付金の額の確定によるものでございます。

第5款第1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2,239万5,000円 につきましては、拠出金の額の確定によるものでございます。

第12款第1項1目予備費、補正額22万6,000円につきましては、端数調整によるものでございます。

6ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正でございますが、こちらにつきましては、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰り越しということで2万6,000円を繰り越すものでございます。 以上で国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第25号「平成27年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給与費負担金、補正額1,059万円の減額補正につきましては、平成27年度の国庫負担金の額の確定によるものでございます。第4款第2項国庫補助金、1目調整交付金841万3,000円の減額補正につきましては、平成27年度の調整交付金の額の確定によるものでございます。第4款第2項2目地域支援介護予防事業交付金133万6,000円の減額補正につきましては、平成27年度の地域支援介護予防事業交付金の額の確定によるものでございます。第4款第2項4目事業費補助金、補正額76万4,000円につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費等の国庫補助金の額の確定による補正でございます。

第5款第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,952万4,000円の減額補正でございますが、こちらにつきましても、平成27年の介護給付費交付金の額の確定によるものでございます。2 目地域支援事業支援交付金149万7,000円の減額補正につきましても、やはり地域支援事業交付金の額の確定によるものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金1,099万8,000円の減額補正につきましては、平成27年度の介護給付費県負担金の額の確定によるものでございます。第2項県補助金、1目地域支援事業交付金66万8,000円の減額補正につきましては、平成27年度の地域支援介護予防事業交付金の額の確定によるものでございます。

第8款第1項一般会計繰入金、2目地域支援介護予防事業繰入金66万8,000円の減額補正につきましては、平成27年度の地域支援介護予防事業の町負担分の額の確定によるものでございます。5目その他一般会計繰入金975万6,000円の減額補正につきましては、1節職員給与費等繰入金が、給与費等の人件費の補正により526万7,000円の減額、2節事務費繰入金は、システム改修費の額の確定によりまして240万6,000円の減額、3節その他事業繰入金は、地域支援事業の対象事業の変更に伴いまして、当初は対象外事業分として包括的支援事業の1,333万3,000円の繰り出しを計上しておりましたが、こちらが全て対象事業となる一方で、寝たきり高齢者介護手当交付事業が対象外事業とされたため、新たに1,125万円の繰り出しが必要となったため、差し引き208万3,000円の減額となるものでございます。

第8款基金繰入金、第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,744万5,000円につきましては、財源補填のため介護給付費準備基金から繰り入れを行うものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費699万6,000円の減額補正につきましては、2節給与費、3節職員手当等、4節共済費は人件費等の関係のそれぞれの減額でございます。11 節需用費の1万1,000円、13節委託料システム保守の2,000円、18節備品購入費6 万1,000円につきましては、やはり自治体情報セキュリティ強化対策の生体認証の導入に伴います 必要経費を計上したものでございます。13節委託料のシステム改修費180万3,000円の減額で ございますが、こちらにつきましては、マイナンバー制度に伴いますシステム改修費の額の確定による 減額でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2,154万2,000円につきましては、平成27年度の短期入所生活介護等のサービス給付費が当初見込みよりも増えていることから、これまでの支払い実績に基づき所要の補正をするものでございます。3目地域密着型介護サービス給付費4,090万円の減額補正につきましては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護サービスの利用者が当初見込みよりも少なかったことから減額を行うものでございます。第2款第2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費390万3,000円の減額補正につきましては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護予防サービスが、やはり当初見込みよりも少ないことから減額を行うものでございます。第2款第4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費326万9,000円につきましては、対象者が当初見込みよりも増えたことから所要の補正を行うものでございます。第2款第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費236万4,000円につきましては、対象利用者が当初見込みよりも増えたことから、やはり所要の補正を行うものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防事業103万4,000円の減額補正につきましては、要介護状態になりそうな高リスク高齢者の把握のために、これまで実施してまいりましたチェックリストによる対象者の把握作業が、国のほうの制度改正によりまして実施義務の必要がなくなったため、この作業に係る用紙の印刷代並びに郵送料が不要となったことから、11節印刷製本費の18万1,000円、12節役務費の9万8,000円につきまして減額するものでございます。13節委託料の介護予防事業につきましては、高リスク高齢者を対象とした事業を予定していました介護予防教室について、やはり制度改正に伴う事業内容の見直しの関係で不用額となりましたので75万5,000円を減額するものでございます。第3款第1項2目日常生活支援事業費394万4,000円の減額補正につきましては、日常生活支援総合事業サービスの利用者が当初見込みよりも少なかったため減額を行うものでございます。

また、6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費の自治体情報セキュリティ強化対策事業につきまして、年度内執行が見込めないということで7万4,000円を繰り越すものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第26号「平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款第1項1目保険料264万1,000円につきましては、1節現年度分特別徴収保険料は、納

税義務者が当初見込みより減少したことによりまして、231万4,000円を減額するものです。2 節現年度分普通徴収保険料は、納税義務者が当初見込みより増加したことにより、495万5,000 円を増額するものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金353万8,000円の減額補正につきましては、職員給与費の減額、並びにシステム改修費の確定等によるものでございます。2目保険基盤安定繰入金47万6,000円につきましては、平成27年度の保険基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次の12ページ、13ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費353万8,000円の減額補正でございますが、2節、3節、4節につきましては人件費の補正でございます。11節需用費の4,000円、それから、13節システム保守費の1,000円、18節備品購入費2万1,000円につきましては、自治体情報セキュリティ強化対策としての生体認証の導入に伴います関係の経費でございます。13節委託料、システム改修費の79万9,000円の減額につきましては、マイナンバー制度のシステム改修費の額の確定によるものでございます。

第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金311万7,000円につきましては、保険料収入の増額、並びに平成27年度の保険基盤安定繰入金の額の確定による増額補正でございます。

また、6ページのほうへお戻りください。

第2表の繰越明許費の補正ですが、こちらにつきましては、やはり自治体情報セキュリティ強化対策 事業に関しまして2万6,000円を繰り越す内容でございます。

以上で後期高齢者の特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第27号「平成27年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目下水道使用料400万円の減額につきましては、増加汚水量の見込みによるものでございます。

次に、第4款繰入金、第1項1目一般会計繰入金1,628万6,000円の減額につきましては、歳 出減に伴うものでございます。

続きまして、第7款町債、第1項1目公共下水道事業債1,130万円、2目流域下水道事業債370万円、3目特定環境保全公共下水道事業債700万円、それぞれの減額につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

次のページ、12、13ページをお開きください。

歳出でございますが、第1款総務費、第1項1目一般管理費の人件費につきましては、省略をさせていただきます。18節備品購入費18万1,000円の減額につきましては、メーター機購入数量の減に伴うものでございます。19節負担金、補助及び交付金12万4,000円の減額につきましては、水洗便所改造資金利子補給制度の申込者数の減によるものでございます。

次に、第2款公共下水道事業費、第1項1目管渠管理費、11節需用費50万円の減額につきましては、電気使用料金の下落による減額でございます。次に15節工事請負費250万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。次に2目公共下水道費の人件費につきましては省略をさせていただきます。22節補償、補填及び賠償金1,300万円の減額につきましては、水道管布設替え工事の減工に伴う補償費の減額でございます。次に、3目特定環境保全公共下水道費、15節工事請負費500万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。次に、22節補償、補填及び賠償金400万円の減額につきましては、水道管布設替え工事の減工に伴う補償費の減額でございます。

最後に、第3款流域下水道費、第1項流域下水道費、1目流域下水道費、19節負担金373 万3,000円の減額につきましては、流域下水道建設事業費の減額に伴うものでございます。

以上で公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第28号「平成27年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」 についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金539万円の減額につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。

次のページ、12、13ページをお開きください。

歳出でございますが、人件費につきましては省略をさせていただきます。19節負担金、補助及び交付金12万2,000円の減額につきましては、今年度の水洗便所改造資金利子補給制度の利用申込者がなかったことによるものでございます。次に、第2項施設管理費、1目施設管理費、11節需用費320万円の減額につきましては、電気料金の下落によるものでございます。次に、第3項建設事業費、1目農業集落排水事業建設事業費、15節工事請負費100万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第29号「平成27年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

まず、一番上の収益的支出でございますが、全て平成27年度の人事院勧告に伴う人件費の増額でございますので省略をさせていただきます。

中段の資本的収入でございますが、第1款水道事業収入、第2項負担金、2目負担区分以外の負担金、1節負担金2,273万5,000円の減額につきましては、一般会計及び公共下水道事業特別会計から補償金等の減額に伴う減額でございます。

次に、最下段、資本的支出でございますが、第1款水道事業支出につきましても人件費のため省略を させていただきます。

以上をもちまして水道事業会計補正予算について終了いたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。13番、稲

葉弘君。

○13番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点か質問します。一般会計の補正の8ページです。マイナンバー制度が始まるということなのですけれども、セキュリティ対策ということでいろいろ予算が出ていますが、ここで私は何点かですが、要するに、通知カードが届いている作業はどこまで進んでいるのかということと、届いていない世帯に対してこれからどういうことをやるのか、それが1点です。それと、セキュリティ対策ということで予算を出していますけれども、成り済ましとか、そういうことで当然、被害が出てくると思うんですけれども、その対策はどういうことなのでしょうか、あるのでしょうか、それが1点です。

それから、一般会計の15ページなのですけれども、歳入、町税の中で現年課税分ということで5億9,000万円、法人税割ということで190件という説明があったのですが、法人税の税率の改正は来年、消費税が10%になるということで法人税が当然引き下げられるということなのです。ですから、そういう点で、法人税の影響額、どのぐらい影響があるのか、それがわかれば教えていただきたいということ。

それから17ページ、真ん中ほどの民生費補助金ということで、栃木県食物アレルギー対策で25万3,000円出ています。この事業の詳しい内容、何人ぐらい利用するのかということです。

もう1点は、23ページなのですけれども、住民情報管理費の中で委託費ということで先ほど説明があったのですが、その下、備品購入費684万円で補助が2分の1ということを言われました。やはり、国の事業で行うわけですから10分の10、国が当然持つことだと思うのですけれども、町から国のほうへそういう要請はしないのかどうか、それをお聞きしたい。

それから、最後に42ページ、給料等職員手当ということで減額、給料で2,700万円、職員手当で1,000万円という減額が出ています。その内容ですけれども、会計間の異動による減という説明がありますけれども、具体的にどういう会計間の異動をしたのか、その結果、町の仕事に支障はなかったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 稲葉議員の1点目の質問、マイナンバー対策、これは補正予算に上がっておりませんので、これは答弁は必要ありません。

2点目の法人税、これは来年度予算になっていますから、これも補正予算ですから関係ありませんので答弁は必要ありません。ほかの問題については答弁をお願いいたします。福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 食物アレルギー対策について、何人ということではないのですけれども、 上三川幼児園1カ所、この事業を実施しておりますので、それによる補正増であります。

以上で説明を終わります。

- ○議長【津野田重一君】 13番、稲葉 弘君。
- ○13番【稲葉 弘君】 人数はわからないのですか。
- ○議長【津野田重一君】 福祉課長。
- ○福祉課長【川島信一君】 実施する事業所があることによる補正増ということで、人数については、 ちょっとこちらでは現在把握しておりません。
- ○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【岸 豊君】 給与についてのご説明をいたします。会計間の異動というのは、当初予算を組んだとき、これは27年度の当初予算を組んだときは26年11月の執行体制で予算を計上しております。今回の補正は、現状の職員体制、これによっての会計間の異動という表現をさせていただきましたし、その後、本年度の4月以降に退職者が3名、休職者が2名、育児休業者が4名ということで給料の減額をする対象者が出ておりますので、この関係で給料手当を減額している部分がございます。以上です。

- ○議長【津野田重一君】 住民生活課長。
- ○住民生活課長【横島 晃君】 稲葉議員の質問の備品購入費の2分の1の補助を、10分の10ということで国のほうに要請しないかということでございますが、一応、国のほうで2分の1補助というふうな決定をされておりますので、町の単独でのそういう考えはございません。 以上でございます。
- ○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。8番、石﨑幸寛君。
- ○8番【石﨑幸寛君】 一般会計の補正予算の21ページの中段の19節自治会活動事業というのは、27年度に何件ぐらいありましたか。

もう一つ、議案第25号、介護保険事業の13ページの中段、19節4,090万円の負担金で見込み減という説明がありましたが、具体的にどういう見込み減だったのか、お願いします。

- ○議長【津野田重一君】 総務課長。
- ○総務課長【岸 豊君】 ただいまのご質問の自治会活動費の実績でございますが、9団体、14自治会が27年度は活用して事業を展開しております。 以上です。
- ○議長【津野田重一君】 保険課長。
- ○保険課長【海老原俊輔君】 地域密着型介護サービスの給付費の減額のご質問ですが、こちらにつきましては、平成27年度に新規の事業所ができました。そこでのサービスにかかわる部分が地域密着型となります。また、既存の施設でもグループホームが1カ所ございまして、現段階でグループホーム2カ所、それから小規模多機能の居宅介護が1カ所という形になっておりますが、ことし開設されましたグループホーム1カ所と小規模多機能型居宅介護のサービス、並びに、下に地域密着型の介護予防サービスもございますが、これは予防と通常のサービス、その予防とサービスの違いだけで中身は同じなのですが、新規の開設で利用者を、ある程度、当初は目いっぱい、すぐにいっぱいになるだろうという見込みでこの予算を立てたわけなのですが、実際はなかなか利用者の方も新規のところへ、我々の予想に反しまして、すんなりと利用が100%にならなかったということが今回のこの減額の理由となっております。
- ○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。10番、生出慶一君。
- ○10番【生出慶一君】 一般会計の21ページの13節委託料のデマンド交通運行事業に対してマイナス473万3,000円の減があって、交通の運賃の収入不足のためと先ほど説明があったのですが、その辺のところをよく説明してください。
- ○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 お答え申し上げます。減額分の金額でございます。これについては、当初積算の段階で立てた金額から、これについては実証運行であったため、見直しをかける部分でも含んだ中で当初予算を立てておりました。実際に実証運行をやる中で運行の形態を定めました。それによっての確定での減額が170万6,000円でございます。さらに、先ほど申しましたのは、今後、3月まであるわけでございますが、1年間の利用者数1万3,650人分の運賃収入、これは約302万7,000円になります。こちらのほうを合計した金額を運行経費、予算のほうから減額するという内容でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。まず、議案第23号「平成27年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第24号「平成27年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を原案 のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第25号「平成27年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のと おり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第26号「平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第27号「平成27年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第28号「平成27年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を原案 のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第29号「平成27年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定 することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第32、議案第30号「平成28年度上三川町一般会計予算」から日程 第38、議案第36号「平成28年度上三川町水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成28年第2回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を述べますとともに、平成28年度予算案についてご説明いたします。

内閣府が1月に発表した月例経済報告によりますと、国内の景気は、「このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とされています。各論では企業収益、雇用情勢は改善しているものの、個人消費は底がたい動きになっているとの判断を示しています。

企業の業績は、2015年貿易収支の赤字が大幅に縮小したことからも言えますように、円安によって輸出企業が向上し、原油価格の下落によって燃料を輸入する企業が向上しております。また、2014年10月から続く日本銀行の量的・質的金融緩和による金利の低下は、企業における設備投資の喚起、収益の改善、雇用情勢の改善につながっていると言えます。しかし、個人消費はいまだに低迷し、消費者物価の上昇もデフレから脱却したと言えるレベルのものではありません。

こうした中、日本銀行はことし1月にマイナス金利を導入することを決めました。これは、融資や株式投資などが増え、企業業績や賃金の改善を通じて景気の回復や物価上昇につながる効果を期待させるものでありますが、アメリカの金利引き上げや中国をはじめとするアジア新興国の景気の下振れ、あるいは円安や原油価格の下落がデフレ脱却や経済再生の妨げになる要素を含んでおり、景気の先行きは依然として不透明であります。

国は、経済・財政計画において、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の三本柱の改革を一体として推進し、アベノミクスのさらなる強化を図ることとしています。この計画では社会保障サービスを含む公共サービスや公共投資等が大きな比重を占める地方経済にとっては、改革によってその質と生産性を高めていくことが地方創生、地域経済の活性化のために必要不可欠であるとし、具体的なロードマップを示しています。また、地方においては、地方分権一括法が施行されてから、地方公共団体の自主性、及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められており、人口減少問題についても、地方自治体の実情に応じた対策を自主的に講じる必要があります。本町におきましても、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯どめをかけるべく、上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、対策を講じているところであります。

町政運営に当たりましては、国や県の動向を注視することはもとより、住民ニーズを的確に捉え、本町の実情に応じた諸施策を実施することによって住民の福祉の増進に努めるとともに、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努めてまいります。また、平成28年度は、上三川町第7次総合計画の初年度に当たります。基本計画に盛り込まれた諸施策を積極的に推進することにより、町の将来像である「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け全力を傾注してまいる所存であります。

ここに、町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。 次に、平成28年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の予算編成においては、経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針で示された 経済・財政再生計画に基づき、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を三本柱として推進し、安 倍内閣のこれまでの取り組みを強化し、計画の初年度となる平成28年度予算から手を緩めることなく 歳出改革等を大きく前進させるため、むだを排除し、厳しい優先順位づけを行い、めり張りをつけると しています。また、地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を 行うことにより、新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図るとしています。

地方公共団体の財政は、企業の業績や個人所得の伸びによって自主財源である住民税の増収が期待されるものの、収支の均衡が図れるまでには至らず、依然として、補助金や交付金等の依存財源が重要な財源となっているのが現状であります。また、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や少子化対策に伴う扶助費が年々増加していることから、義務的経費の占める割合が増え、財政を圧迫している状況にあります。

本町においても、社会保障関係経費等は増加傾向にあり、経常的な経費の割合が増え、柔軟な財政運営ができなくなりつつあります。町税の増収が見込まれるものの、依然として厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の平成28年度予算案は、上三川町第7次総合計画及び上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の実現に向け、諸施策の積極的な推進を図るとともに、硬直化した財政構造からの脱却及び収支の均衡を図ることを基本的な考え方とし、町民ニーズや費用対効果等を十分に勘案した上で、事務事業の選択と集中を図りながら重点的・効率的な予算配分に努めて編成したところであります。

この結果、平成28年度一般会計予算案の総額は104億3,200万円となり、前年度予算と比較して8億5,300万円、8.9%の増となりました。

まず、歳入について申し上げますと、自主財源の根幹を成す町税は、企業の業績及び個人所得の伸びによる町民税の増収を見込み、町税の予算計上額は60億8,722万6,000円となり、前年度予算と比較して6億6,027万1,000円、12.2%の増となりました。地方交付税のうち普通交付税については、平成27年度の町税収入が大幅に増額となったことで不交付団体となることが見込まれることから、特別交付税の5,000万円のみを計上いたしました。また、財源の有効活用のため、建設地方債の適切な起債とともに、財政調整基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金等、積立基金の所要の活用を図ることといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は70億2,529万9,000円、構成比67.3%、前

年度比8億9,676万3,000円、14.6%の増、依存財源は34億670万1,000円、構成 比32.7%、前年度比4,376万3,000円、1.3%の減となりました。

次に歳出でありますが、性質別で申し上げますと、消費的経費は64億679万6,000円、前年度比989万8,000円、0.2%の増となりました。また、投資的経費は15億8,755万円、前年度比8億8,703万4,000円、126.6%の増で、主に上三川小学校屋内運動場新築事業の執行により大幅な増額となったものであります。その他の経費は24億3,765万4,000円、前年度比4,393万2,000円、1.8%の減で、主に公共下水道事業特別会計への繰出金の減額によるものであります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業会計予算案は37億1,100万円で、前年度比8,800万円、2.4%の増、介護保険事業会計予算案は19億6,600万円で、前年度比4,500万円、2.3%の増、後期高齢者医療会計予算案は2億3,600万円、前年度比2,400万円、11.3%の増、公共下水道事業会計予算案は11億7,200万円で、前年度比8,200万円、6.5%の減、農業集落排水事業会計予算案は3億1,600万円で、前年度比100万円、0.3%の増となりました。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は178億3,300万円となり、前年度予算と比較して9億2,900万円、5.5%の増となりました。

最後に水道事業会計予算案について申し上げます。

収益的収支は、収入6億461万4,000円で、前年度比261万7,000円、0.4%の増、支出5億8,700万9,000円で、前年度比1,715万2,000円、3.0%の増、資本的収支は、収入9,614万3,000円で、前年度比330万円、3.3%の減、支出2億9,092万6,000円で、前年度比1,857万3,000円、6.8%の増であります。

次に、平成28年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、地域公共交通の利便性が向上するようデマンド交通を本格運行に移行いたします。 また、今後の公共施設等のマネジメントをしていく上で重要となる、公共施設等総合管理計画を策定い たします。

第3款民生費では、自立支援医療費の支給、重度心身障害者に対する医療費助成、地域生活支援、自立支援のための給付等、障害者支援の充実を図ってまいります。また、第3子以降の出産に対する祝金の支給、放課後児童の健全育成、医療費の助成、私立保育園に対する助成等、子育て支援の充実を諮ってまいります。

第4款の衛生費では、感染症対策として予防接種、母子健康教育、がん・結核検診等の保険サービスの充実や町民一人一人の健康づくり活動を促進してまいります。特に健康づくりの一環とした健康マイレージ事業を平成27年度に引き続き実施いたします。また、新たにロタウィルス、おたふくかぜの予防接種費用、妊産婦の歯科検診費用について公費負担を行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

第6款の農林水産業費では、首都圏農業推進事業園芸産地振興対策、土地利用型経営体育成、環境保 全型農業直接支援対策、農地集積推進、新規就農総合支援、農業基盤整備促進等、農業の振興に取り組 んでまいります。 第7款の商工費では、企業誘致のための奨励金交付による工業の振興、夕顔フェスティバルやかみのかわ町おこし夏祭りの開催に対する補助やかみのかわ景観スポットの整備等、観光・レクリエーションの振興に取り組んでまいります。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路・橋梁の適正な維持管理に努め、町 内道路網及び快適な道路環境の整備を推進してまいります。また、田川内水被害の軽減対策を講じ、近 年多発しているゲリラ豪雨等による被害の軽減を図ります。

第9款の消防費では、消防救急無線、防災無線のデジタル化を進め、消防・防災体制の充実を図ります。

第10款の教育費では、上三川小学校屋内運動場の新築、小中学校に防犯カメラを設置するなど、学校教育環境の改善・整備を進めてまいります。また、しらさぎマラソン大会、町民スポーツレクリエーション祭の実施によるスポーツの振興や、町指定文化財説明看板整備による文化の振興を図ってまいります。

なお、特別会計及び企業会計に対しては、所要の繰り出し、出資等を行います。

以上のような施策の実施により、上三川町第7次総合計画に掲げる町の将来像「共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指してまいります。

しかし、これらの施策の実施に当たっては、町民と行政が一体となって推進する必要がございます。 そこで、町民に開かれたまちづくりを進めるため、広報紙やホームページのほか、テレビのデータ放送 やメール配信を利用いたしまして、広報活動を積極的に実施するとともに、多様化・高度化する町民ニ ーズを的確に捉え、行政施策にフィードバックさせるため、広聴活動を充実してまいります。

さらに、公正で開かれた行政を推進するため、引き続き、パブリックコメント制度、情報公開制度等の適正な運用を図り、町民と行政がともに考え、ともに行動する協働と参画のまちづくりを目指してまいります。

以上、平成28年度に臨む所信の一端を申し述べるとともに、予算案の概要についてご説明いたしましたが、詳細につきましては、担当課長をもって説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時13分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第30号「平成28年度上三川町一般会計予算」についてご説明いた します。

予算書の14、15ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、1目個人、本年度予算額16億1,400万円は、現年課税分15億9,400万円、滞納繰越分2,000万円でございます。現年課税分は、均等割5,300万円、所得割15億4,100万円でございます。2目法人、本年度予算額9億1,750万円は、現年課税分9億1,700万円、滞納繰越分50万円でございます。現年課税分は、均等割742事業所、1億2,700万円、法人税割317事業所、7億9,000万円を計上しております。第2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額29億7,300万円は、現年課税分29億4,900万円、滞納繰越分2,400万円でございます。現年課税分は、土地9億9,600万円、家屋10億5,850万円、償却資産8億9,450万円でございます。2目交付金は、本年度予算額342万6,000円でございます。評価替えから1年おくれて交付額が決定されるものでございます。第3項軽自動車税、本年度予算額7,250万円は、現年課税分7,160万円、滞納繰越分90万円で、登録台数は1万3,900台を計上しております。第4項町たばこ税、本年度予算額2億9,100万円でございます。旧3級品の増税等を見込んでございます。第5項都市計画税、本年度予算額2億1,580万円は、現年課税分2億1,430万円、滞納繰越分150万円でございます。現年課税分2億1,580万円でございます。現年課税分2億1,580万円でございます。現年課税分2億1,500万円でございます。現

以上でございます。

- ○議長【津野田重一君】 企画課長。
- ○企画課長【秋山正徳君】 第2款地方譲与税から第20款町債までをまとめて主なものをご説明いた します。

第2款地方譲与税、第1項1目地方揮発油譲与税3,900万円、並びに第2項1目自動車重量譲与税9,000万円、これにつきましては、それぞれ本年度の決算見込額等を勘案して計上してございます。

第3款第1項1目利子割交付金670万円、これにつきましても本年度決算見込額を勘案し、前年度 同額を計上してございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

第4款第1項1目配当割交付金500万円、これにつきましては、本年度の決算見込額等を勘案し計上したものでございます。

第5款第1項1目株式等譲渡所得割交付金200万円、こちらにつきましても、前年度同額で計上してございます。

第6款第1項1目地方消費税交付金5億5,000万円、これにつきましては、本年度の決算見込額等を勘案し計上したものでございます。

第7款第1項1目自動車取得税交付金2,100万円、第8款第1項1目地方特例交付金の1,900万円、これにつきましても本年度の決算見込額等を勘案し計上したものでございます。

第9款第1項1目地方交付税5,000万円、こちらにつきましては、平成27年度の町税の大幅な 増収に伴い、普通交付税が平成28年度は不交付団体となる、そういった見込みであるため普通交付税 は計上せず、特別交付税について前年度と同額の5,000万円を計上したものでございます。

第10款第1項1目交通安全対策特別交付金380万円につきましては、本年度交付額に対し減少率

を加味し計上してございます。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金1億2,054万7,000円、主なものは、2節児童福祉費負担金の1億1,940万円で、保育所扶養義務者負担金、約400人分の保育料の収入見込額を計上したものでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料276万2,000円、これにつきましては、上三川霊園の14区画の永代使用料等を見込んだものでございます。5目土木使用料3,326万9,000円。主なものは、2節都市計画使用料の220万8,000円、これにつきましては、田川ふれあい公園使用料215万2,000円ほかでございます。また、3節の住宅使用料2,687万2,000円、こちらにつきましては、町営住宅116戸分の家賃収入2,453万4,000円、並びに100台分の駐車料金233万8,000円を計上しております。第2項手数料、1目総務手数料1,226万2,000円。主なものは、2節戸籍住民基本台帳手数料1,144万2,000円、これにつきましては、住民票及び戸籍謄本等の交付手数料でございます。

一番下になります。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金8億3,853万6,000円。主なものは1節社会福祉費負担金で、3番目の障害者自立支援給付費の1億8,360万円でございます。内容としましては、障害者福祉サービス事業費、並びに補装具支給事業費に対し、それぞれ補助率の2分の1を計上したものでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

一番上の行をごらんいただきたいと思います。2節児童福祉費負担金6億680万4,000円、内 訳としましては、対象児童数約4,600人分の児童手当で4億1,480万円、保育所運営費等の経費、 子どものための教育・保育給付費の1億9,200万4,000円を国庫負担金として計上するものでご ざいます。また、2目教育費負担金3,732万4,000円、これにつきましては、上三川小学校屋内 運動場新築事業への国庫負担金を計上するものでございます。第2項国庫補助金、1目総務費補助 金6,522万8,000円。内訳としましては、社会保障・税番号制度システム改修事業に係る補助 金609万3,000円、及び防災無線システム普及支援事業に係る補助金の5,913万5,000円 を計上するものでございます。2目民生費補助金1億6,965万9,000円。主なものでございま す、1節社会福祉費補助金4,093万8,000円、これは臨時福祉給付金給付事業に1,200万円、 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に1,200万円、これらを計上したものでございます。2 節児童福祉費補助金1億2,872万1,000円。主なものは、3番目のあけぼし保育園増改築事業に かかる保育所等整備交付金の1億803万円でございます。4目土木費補助金5,633万円。主なも のは1節道路橋梁費補助金5,588万円でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交 付金として事業費の55%を見込み計上するものでございます。5目教育費補助金1億7,101 万5,000円。主なものは、2節小学校費補助金1億4,789万円。内容としましては、危険建物改 築事業として、上三川小学校屋内運動場新築事業補助として1億3,528万2,000円を計上するも のでございます。第3項委託金、2目民生費委託金538万7,000円。主なものは、1節社会福祉 費委託金の国民年金事務に係る委託料530万9,000円でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金4億1,486万1,000円。主なものとしましては、1節社会福祉費負担金では、国民健康保険基盤安定のための低所得者軽減分に対する県負担金8,811万円。

22、23ページをお開き願います。

後期高齢者医療保険基盤安定につきましての低所得者軽減分に対する負担金3,915万6,000円、1つ飛びまして、障害者へのサービス事業に係る障害者自立支援給付費9,180万円を計上するものでございます。第2項県補助金、1目民生費補助金1億2,264万1,000円。主なものは、2節の児童福祉費補助金、上から2番目、子ども医療費の4,630万8,000円。中段になりますが、第三子以降保育料免除事業の1,317万3,000円。子ども・子育て支援交付金の1,970万1,000円を県補助金として計上するものでございます。3目農林水産業費補助金5,127万円。主なものは、1節農業費補助金。上から4番目でございます、県単土地改良事業では、事業費の35%の1,225万円を、また、下から5番目でございます農地集積推進事業では、20件分の協力金1,004万円、また、新規就農総合支援事業では5人分の新規就農者支援金として750万円を見込むものでございます。

1つ飛ばしまして、農業基盤整備促進事業でございます。これについては川中子地内の取水堰整備にかかる県補助金845万円を計上するものでございます。

ページをめくっていただいて、24、25ページをお開きいただきたいと思います。

第3項委託金、1目総務費委託金9,801万8,000円。主なものは、1節総務管理費委託金の3,242万8,000円で、町の振興及び行政運営の効率化に資するため交付されます県市町村総合交付金でございます。2節徴税費委託金4,600万円。これにつきましては、県民税に係る徴収委託金でございます。

15款財産収入、第1項財産運用収入、1目財産貸付収入501万3,000円。これにつきましては、雇用促進住宅南の宿舎駐車場、多功南原町有地のほか、町有地の貸付料でございます。2目利子及び配当金264万3,000円、これにつきましては、各基金の利子収入でございます。

26、27ページをお開き願います。

中段をごらんいただきたいと思います。第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億8,880万円。これにつきましては、歳出に対する財源不足を基金から繰り入れるものでございます。2目社会福祉基金繰入金、これにつきましては、社会福祉協議会で行います地域活動福祉費等に充てることとしまして、981万4,000円を繰り入れるものでございます。3目義務教育施設整備基金繰入金、これにつきましては、上三川小学校屋内運動場新築事業に充てることとしまして8,390万円を繰り入れるものでございます。

ページをめくっていただきまして、28、29ページをお開きいただきたいと思います。

第19款諸収入、第4項雑入、3目雑入でございます。これにつきましては6,440万2,000円。 主なものは、上から4段目でございます後期高齢者医療広域連合への派遣職員の給与等の経費で450 万円、市町村交付金としてオータムジャンボ宝くじ収益金からの交付金500万円、中段の資源物売払いで574万2,000円、こちらにつきましては、新聞、ダンボール、雑誌等の売り払いの金額を挙 げたものでございます。下から7行目でございます、後期高齢者に係る健康診査等委託料としまして1,027万1,000円、また、スポーツ振興くじ助成で2,000万円を計上したものでございます。

第20款第1項町債でございます。1目土木債では、道路新設改良事業に係る借り入れで3,920万円。2目消防債では、ポンプ車、消防無線等の整備事業で6,130万円。3目の教育債の4億3,560万円、これにつきましては、1節小学校債で上三川小学校屋内運動場新築工事事業に4億3,230万円。2節中学校債で、上三川中学校武道場改築事業に330万円を借り入れるものでございます。

以上で一般会計の歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 説明途中ですが、本日はこれで延会といたします。ご苦労さまでした。 なお、あしたは午前10時から本会議を行います。

午後2時32分 延会